

議案第7号

東郷町企業立地促進条例の一部改正について

東郷町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、奨励措置の対象となる事業者等を明確にするため必要があるからである。

東郷町企業立地促進条例の一部を改正する条例

東郷町企業立地促進条例（平成22年東郷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のただし書を加える。

ただし、持株会社とその子会社のいずれかが当該法人であり、かつ、もう一方が投下固定資産の一部又は全部を保有する場合には、持株会社とその子会社を一の法人とみなす。

第2条第9号を第12号とし、同条第8号中「新設等に係る事業所の土地及び家屋に対して」を削り、「第6号」を「第8号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「新設等に係る事業所の土地、家屋及び償却資産に対して」を削り、「前号に規定する土地、家屋及び償却資産の部分」を「投下固定資産」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「費用」の次に「（持株会社と子会社との間における取引その他これに準ずる取引として規則で定める取引に係る費用を除く。）」を加え、「土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。））」を「投下固定資産」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 投下固定資産 工場等の新設等のために取得した土地（工場等の新設等に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限る。）、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）をいう。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 持株会社 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第9条第4項第1号に規定する会社をいう。

(5) 子会社 独占禁止法第9条第5項に規定する会社をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

奨励措置の対象となる事業者及び投下固定資産の取得に係る費用を明確にすることにより、企業立地の促進を図るとともに、制度をより適切に運用するため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 事業者の定義に持株会社と子会社を一の法人とみなす規定を加えること。（第2条第3号関係）
- (2) 持株会社と子会社の定義を加えること。（第2条第4号及び第5号関係）
- (3) 投下固定資産総額の定義に事業者と密接な関係を有する法人等との間の取引に係る費用は投下固定資産総額に含めない規定を加えること。（第2条第8号関係）
- (4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。